

議案第19号

日野町国民健康保険条例の一部改正について

日野町国民健康保険条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和3年3月4日提出

日野町長 塔 田 淳 一

日野町国民健康保険条例の改正が必要な理由と概要

1 改正理由

現下の新型コロナウイルス感染症に係る対策の推進を図るため、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和3年法律第5号）が令和3年2月3日に公布、令和3年2月13日に施行された。

このことに伴い、当該改正により削除された条文を引用している日野町国民健康保険条例中の規定について、所要の整備を行う。

2 改正内容

条例第18条中「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症」を、「新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。以下同じ。)」と改める。

3 施行期日等

この条例は、公布の日から施行する。

日野町国民健康保険条例の一部を改正する条例

日野町国民健康保険条例（昭和45年日野町条例第33号）の一部を次のとおり改正する。

改正後	改正前
<p>(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)</p> <p>第18条 給与等(所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与(健康保険法(大正11年法律第70号)第3条第6項に規定する賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払いを受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき(新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。以下同じ。)に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。)は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日にについて、傷病手当金を支給する。</p>	<p>(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)</p> <p>第18条 給与等(所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与(健康保険法(大正11年法律第70号)第3条第6項に規定する賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払いを受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるとき)は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日にについて、傷病手当金を支給する。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第18条から第20条までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用することとする。

